路線名	北海道横断自動車道黒松内釧路線				
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	図面縦覧場所
北海道十勝郡浦幌町字栄穂一六八番二地先内	北海道十勝郡浦幌町字炭山道有林三〇四林班〇一小班から同町字炭山道有林三〇四林班３３小班まで	前	一一・三一～八七・六一メートル	〇〇・〇四四キロメートル	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
		後	一一・三一～八七・六一メートル	〇〇・〇四四キロメートル	
	北海道十勝郡浦幌町字炭山道有林三〇四林班〇七小班地内	前	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・二一九キロメートル	
		後	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・二一九キロメートル	
	北海道十勝郡浦幌町字炭山道有林三〇九林班〇七小班地内	前	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一一八キロメートル	
		後	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一一八キロメートル	
	北海道十勝郡浦幌町字炭山道有林二九八林班〇五小班地内	前	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一二八キロメートル	
		後	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一二八キロメートル	
	北海道十勝郡浦幌町字炭山道有林三〇九林班〇五小班地内	前	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一三八キロメートル	
		後	二〇〇・四〇～二二・三五メートル	〇〇・一三八キロメートル	

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	北海道横断自動車道黒松内釧路線				
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	図面縦覧場所
釧路市音別町四番一地内	釧路市音別町四番一から北海道白糠郡白糠町茶路七八番一まで	前	二〇・一〇～一一四・五一メートル	九八・九四～一一二・四六メートル	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
		後	二〇・一〇～一一四・五一メートル	九八・九四～一一二・四六メートル	
北海道白糠郡白糠町茶路七八番一地内	北海道白糠郡白糠町茶路七九番一から同町上茶路基線四八番一まで	前	二〇・四六～二二・二〇メートル	九三・二〇～一〇五・五九メートル	
		後	二〇・四六～二二・二〇メートル	九三・二〇～一〇五・五九メートル	
北海道白糠郡白糠町茶路七九番一から同町上茶路基線四八番一まで	北海道白糠郡白糠町上茶路基線四六番一から同町ヌイベツ三〇番一まで	前	三九・九二～四三・七三メートル	一二六・三五～一四三・〇六メートル	
		後	三九・九二～四三・七三メートル	一二六・三五～一四三・〇六メートル	
北海道白糠郡白糠町上茶路基線四六番一から同町ヌイベツ三〇番一まで	北海道白糠郡白糠町ヌイベツ三〇番一から同町ノイベツ一〇番一まで	前	一一・二〇～一一・二〇メートル	一三〇・一九～一八六・三二メートル	
		後	一一・二〇～一一・二〇メートル	一三〇・一九～一八六・三二メートル	
北海道白糠郡白糠町ヌイベツ三〇番一から同町ノイベツ一〇番一まで	北海道白糠郡白糠町ノイベツ一〇番一から同町タンネナイ一番まで	前	一九・二二～二三・九七メートル	一〇〇・九二～一二四・三四メートル	
		後	一九・二二～二三・九七メートル	一〇〇・九二～一二四・三四メートル	
北海道白糠郡白糠町ノイベツ一〇番一から同町タンネナイ一番まで	北海道白糠郡白糠町庶路基線一三八番一地内	前	一一・一三～二二・六〇メートル	二七四・六九～二九九・七一メートル	
		後	一一・一三～二二・六〇メートル	二七四・六九～二九九・七一メートル	
北海道白糠郡白糠町庶路基線一三八番一地内	北海道白糠郡白糠町庶路基線一三五番一から釧路市阿寒町下舌辛一二線四四番まで	前	一四・四〇～二三・六二メートル	一〇〇・九二～一二四・三四メートル	
		後	一四・九九～二一・〇〇メートル	一〇〇・九二～一二四・三四メートル	
北海道白糠郡白糠町庶路基線一三五番一から釧路市阿寒町下舌辛一二線四四番まで		前	四一・〇九～四二・四〇メートル	四四・五三～四四・五三メートル	
		後	四一・〇九～四二・四〇メートル	四四・五三～四四・五三メートル	

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡留寿都村字三ノ原九二番一から同村字三ノ原七〇番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町マカヨ一番九から同町マカヨ三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

○北海道開発局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡留寿都村字三ノ原九二番一から同村字三ノ原七〇番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町マカヨ一番九から同町マカヨ三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	北海道十勝郡浦幌町字栄穂一六一番二から釧路市音別町九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道十勝郡浦幌町字栄穂一六一番二から釧路市音別町九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	北海道白糠郡白糠町茶路基線一九六番一地先から同町茶路基線一九五番二まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道十勝郡浦幌町字栄穂一六一番二から釧路市音別町九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	釧路市音別町四番一から北海道白糠郡白糠町ノイベツ二九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日十五時三十分

○沖縄総合事務局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千九百四十号那覇広域都市計画及び南城都市計画下水道事業中城湾南部流域下水道

三　事業施行期間　自平成八年十月十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保